

松前町中小企業振興審議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松前町執行機関の附属機関設置条例（平成29年松前町条例第12号）第4条の規定に基づき、松前町中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町内の事業者
- (2) 学識経験者
- (3) 経済団体関係者
- (4) 金融機関関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、中小企業振興担当課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、令和6年4月30日までとする。